

公益財団法人京都健康管理研究会

研究・奨学助成細則

(目的)

第1条 本研究・奨学助成細則（以下、本則）は、財団運営規程第3条第1項に掲げる事項の実施に関し必要な事項を定める。

(研究助成)

第2条 京都府内の大学等の研究機関あるいは臨床研究や臨床に携わる医療機関の在籍者あるいは他府県で上記と同様の機関在籍者で京都府内在住者が行う本財団が目指す難治性疾患を含む医学・医療の調査・研究に対し、研究費の助成を行う。ただし、1件100万円を上限とし、年間6件までとする。

- 1) 助成申請者は、京都府内にある大学等の研究機関の在籍者（大学院生も可）あるいは臨床研究や臨床に携わる医療機関の在籍者（卒後研修指定病院で臨床研究あるいは臨床に従事する者）あるいはそのグループであることとする。
- 2) 助成金は、研究に資する目的ならば、特に用途の制限はしない。
2. 申込及び決定は以下の通り行う。
  - 1) 研究助成申請は、本規程が定める別紙（書式1-1）にて、所定の書類を本財団へ提出する。
  - 2) 助成の採否は、本規程第7条に従い、本財団選考委員会にて審査し、理事長が決定する。
  - 3) 決定の採否は、郵送等にて申請者に通知する。
3. 助成を受けた場合は助成を受けた1年後に、研究成果の概略（書式1-2、投稿論文等の成果物があれば、別刷りでも可）を本財団理事長宛に提出しなければならない。なお、本財団が必要と認めた場合、その研究成果を、本財団の報告会等で発表を依頼することがある。

また、特段の理由で研究費の増額あるいは件数の増加を求める場合は、その旨の理由を本財団宛に提出し、選考委員会の審査を経て、理事長が本財団理事会に提案、審議により可とするならば、研究費助成費の増額あるいは助成件数の追加に応じる場合がある。

(海外留学助成)

第3条 京都府内の大学等の研究機関あるいは臨床研究や臨床に携わる医療機関に所属する研究者、

あるいは研究者を目指す大学院生、卒後研修機関の研修医、また、京都府内在住で他府県に勤務あるいは通学する研究者・医師・研修医・大学院生で、本財団が目指す難治性疾患あるいはそれに関連する疾患研究のために海外留学を希望する者に対し、海外留学費用の助成を行う。給付期間は2年間以内、助成額年間120万円を上限とし、年間2件までとする。ただし、奨学期間が2年間であるので、年間最大4人まで可とする。

2. 助成申請は本規程が定める別紙（書式2-1）にて本財団に申請する。
3. 助成の採否は、本規程第7条に従い、選考委員会にて審査し、理事長が決定する。
4. 決定の採否は郵送等にて本人に通知する。
5. 本海外留学助成金は、返済を求めない。ただし、本規程第9条に抵触する場合はその限りではない。
6. 助成を受けた者は、次のとおり報告書（書式2-2）を本財団理事長宛に提出しなければならない。なお、帰国後、本財団での研究成果の報告会を依頼することがある。
  - 1) 奨学助成受給期間が6ヵ月以内の場合は、終了報告書を提出する。
  - 2) 受給期間が6ヵ月を超える場合は、6ヵ月毎の現況報告書を提出し、受給終了時に終了報告書を提出する。
7. 特段の理由で奨学金の増額あるいは件数の増加を求める場合は、その旨を本財団宛に提出し、選考委員会の審査を経て、理事長が本財団理事会に提案、審議により可とするならば、奨学助成費の増額あるいは件数の増加に応じる場合がある。

なお、帰国後、本財団での研究成果の報告会等を依頼することがある。

#### (国際学会等への参加費助成)

第4条 京都府内の大学等の研究機関あるいは臨床研究や臨床に携わる医療機関に所属する研究者、あるいは研究者を目指す大学院生、卒後研修機関の研修医、京都府内在住で他府県に勤務あるいは通学する研究者・医師・研修医・大学院生に対し、本財団が目指す難治性疾患あるいはそれに関連する疾患研究のための研究情報収集や情報交換で、海外で開催される国際学会、国際学術会議等に出席するために必要な経費を助成する。ただし、原則として1件上限25万円とし、年間20件までとする。なお、申請者が規定枠を超える場合、あるいは参加費が25万円を超える場合、選考委員会の審査を経て、理事長が本財団理事会に提案、審議により可とするならば、参加人数の増員や参加費の増額に応じる場合がある。

2. 参加費助成申請は、本規程が定める別紙（書式 3-1）にて本財団に申請する。
3. 採否は、本規程第7条に従い、本財団選考委員会にて審査し、理事長が決定する。
4. 決定の採否は郵送等にて本人に通知する。
5. 帰国後一か月以内に、本規程が定める別紙（書式 3-2）により報告書を本財団理事長宛てに提出しなければならない。その際、対象とした国際学会等に参加するために出入国したときの日時が記載されたパスポートの写し及び学会参加証の写しあるいは参加が証明できる書面の写しを添付しなければならない。

(学会・講演会等の運営助成)

- 第 5 条 難治性疾患の解明等及びこれらの啓発活動を行うことを目的とする、京都府内の研究者またはグループが主催する学会（国際学会・国際会議・シンポジウムを含む）あるいは開催地が京都府内の学会・講演会に、その運営費を助成する。助成額は、1件50万円を上限とし、年間6件とする。
2. 学会あるいは講演会等の主催者あるいは運営責任者発行の正式依頼文書を以って申請があったものとする。
  3. 本財団理事長が申請内容について妥当なものと認めた場合には、本財団選考委員会において審査したのち、理事長がその採否を決定する。
  4. 本財団が協賛して行う場合は、事前に企画書および助成額を明細と共に提出し、本財団選考委員会の審査に付し、理事長が本財団事業の一環として採否を決定する
  5. 本財団が協賛した学会等の集会の場合は、実施報告書及び仕様明細書（領収書を添付）を提出する。
  6. また、特段の理由で助成の増額あるは件数の増加を求める場合は、その旨の理由を本財団宛に提出し、選考委員会の審査を経て、理事長が本財団理事会に提案、審議により可とするならば、助成費の増額あるいは助成件数の追加に応じる場合がある。
  7. 京都府在住の者が、助成の申請のあった学会等の設立を主導、または、その活動に極めて重要な役割を果たしている旨を証明する書類の添付、あるいは本人の同意の上、申請書にその記載があった場合は助成対象に含み、選考委員会に付議することができる。

(選考委員及び選考委員会)

第6条 本財団運営規程第4条において定める本財団選考委員会の選考委員については、専門分野や高度の専門性、選考委員会の構成等を考慮し、理事長が委嘱する。なお本選考委員及び選考委員会は本規程第3条から第6条の助成対象者の選考を行うものとする。

2. 選考委員会において申請内容を審査し、理事長が決定する。50万円を超える申請については、選考委員会の審査報告を受けた理事長は当該案件を理事会に諮り、承認を得て、助成を決定する。
3. 申請と利害関係のある委員は、当該選考委員会の審議から予め除外する。なお、選考委員会は委員の過半数の出席にて成立する。緊急あるいは事情により選考委員会の開催が困難と理事長が判断した場合、選考委員全員に書面あるいは電磁的記録により、審査を行うことができる。
4. 申請の採否は、本財団事務局より郵送にて申請者に通知する。
5. 選考委員会は、審査に当たり、議事録を作成し、事務局において保管する。
6. 申請者より議事録の開示を求められた時は、本財団個人情報保護規程の定めに従い、議事録を開示する。

(助成金の決定の取消し)

第7条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の決定の取消し、または既に交付した助成金の全部もしくは、一部の返還を求めることができる。

1. 本規程に違反したとき
2. 助成金の決定の内容およびこれに付された条件に違反したとき
3. 申請内容の偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受け、または助成金交付を受けたとき

(個人情報保護及び情報公開)

第8条 本財団個人情報保護規程に従い、申請書等記載された個人情報は、本事業以外の目的には使用しない。

2. 本規程により助成を受けた者は、原則、本財団個人情報保護規程に抵触しない範囲内で、本財団ホームページ上に助成の項目、氏名、所属を公開する。

(事務手続)

第9条 本規程に定める助成の事務手続きは、本財団事務局で行う。

(施行期日)

1. この規程は、令和2年4月1日から施行する。
2. この規程は、令和2年10月1日から一部改訂、施行する。
3. この規程は、令和3年7月26日から一部改訂、施行する。
4. この規程は、令和3年9月28日から一部改訂、施行する。